

広島県告示第三十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第四十九条の規定によって、生活保護法による医療を担当する機関として、次のものを指定した。

平成二十三年一月二十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
おおかど歯科医院	庄原市板橋町一六〇番地一	平成二十二年二月一日
スマイル・デンタル・クリニク	廿日市市宮島口西二丁目七番一六号	平成二十二年二月一日
ヘルシータウンジョイ薬局廿日市市役所駅前店	廿日市市新宮二丁目一番一〇号	平成二十三年一月一日